

高岡地区広域圏事務組合

家庭系燃やせるごみ指定袋取扱店の事務要領

【はじめに】

高岡地区広域圏事務組合（※１ 以下「組合」という。）は、高岡市、氷見市、小矢部市の３市共通の家庭系燃やせるごみ指定袋（以下「指定袋」という。）を製作し、指定袋取扱店を通じて市民の皆様に指定袋を供給しています。

本書は、指定袋取扱業務を組合が実施していくにあたり、指定袋取扱店の皆様にご担当いただく業務内容について、必要な事項をまとめたものです。指定袋取扱店の皆様には、本書の記載事項をお読みいただき、本業務の円滑な実施のために、ご協力をよろしくお願いいたします。

※１ 高岡市、氷見市、小矢部市が設置する一部事務組合です。

【本書の内容】

この「手引き」は、次の内容で構成されています。

§ １ 指定袋の概要

指定袋の種類、価格その他基本的な事項を記載しています。

§ ２ 担当市及び区域

各取扱店の所在地ごとに「担当市」と「区域」について記載しています。

§ ３ 指定袋の交付（販売）

各取扱店で、市民の皆様に指定袋を交付し、代金として手数料を受領していただくにあたり、必要な事項について記載しています。

§ ４ 指定袋の発注

各取扱店が、指定袋を発注し、仕入れされるにあたり、必要な事項を記載しています。

§ ５ 処理手数料の納入及び指定袋取扱手数料の支払い

各取扱店で、指定袋の仕入れの際に支払っていただく処理手数料と、組合から各取扱店へお支払する指定袋取扱手数料について、記載しています。

§ 1 指定袋の概要

1 指定袋の趣旨

ごみの排出量の抑制等を通じて将来にわたる安定的なごみ処理を進めるため、その一つとして、家庭からの燃やせるごみについて「指定袋制度」を設け、指定袋の流通・販売を通じて、ごみ処理手数料を収めていただくものです。

2 指定袋の種類等

指定袋は、次の表のとおり、容量に応じた3種類を準備しています。個包装は10枚入り1袋となっており、これが販売単位となります。

また、商品管理用のJAN企業コードも付番済です。

規格・容量	品名及びJAN企業コード等	処理手数料の額	販売単位及び価格
大 45ℓ用	家庭系燃やせるごみ指定袋 大 458991103 0017	1枚30円（税込）	1袋10枚入り 300円（税込）
中 20ℓ用	家庭系燃やせるごみ指定袋 中 458991103 0024	1枚20円（税込）	1袋10枚入り 200円（税込）
小 10ℓ用	家庭系燃やせるごみ指定袋 小 458991103 0031	1枚10円（税込）	1袋10枚入り 100円（税込）

※ 参考： 商品名「高岡・氷見・小矢部共通指定袋」

§ 2 担当市及び区域

1 担当市

指定袋に関する業務は組合が実施主体となりますが、各取扱店からの店舗名変更などの際の相談、届出は、引き続き身近な市役所において、担当いたします。

2 区 域

各取扱店の店舗の所在地の区域ごとに組合の契約に基づく配送事業者が、各取扱店からの指定袋の受注配送等を担当いたします。この詳しいことは「§ 4 指定袋の発注」に記載しています。

各取扱店の店舗の所在地	担当市	区域名
高岡市、射水市、砺波市	高岡市	高岡区域
氷見市	氷見市	氷見区域
小矢部市、南砺市、かほく市、津幡町	小矢部市	小矢部区域

§ 3 指定袋の交付（販売）

1 内容

指定袋を市民の皆様方に交付していただき、その際に、一般廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）を、代金として受領していただきます。なお、これらのことを、以下では便宜上「販売」と称します。

2 販売料金表

規格・容量	処理手数料の額 (税込)	販売単位・価格
		1 袋 (10 枚)
大 45ℓ 用	30 円／枚	300 円 (税込)
中 20ℓ 用	20 円／枚	200 円 (税込)
小 10ℓ 用	10 円／枚	100 円 (税込)

3 指定袋の価格は、条例で定める手数料です。値引き販売の対象商品とはなりません。

4 指定袋の販売単位は、1 袋 (10 枚) 単位とします。

5 不良品については、直接、指定袋の製作者にお問い合わせ願います。（連絡先等は、指定袋外袋に記載されています。）

§ 4 指定袋の発注

1 発注先（令和 7 年度配送等事業者）

指定袋の発注は、各取扱店の所在地の区域に応じて、次の表に記載した配送等事業者がお受けし、各区域内の販売店への配送を担当いたします。

区域による区分	配送等事業者		
	名称	TEL	FAX
高岡区域の取扱店（高岡市・射水市・砺波市）	多田薬品工業(株)	0766-21-3900	0766-21-3922
氷見区域の取扱店（氷見市）	朝日運送(有)	0766-74-1194	0766-74-5833
小矢部区域の取扱店（小矢部市・南砺市・かほく市・津幡町）	イシダ産業(株)	0766-67-0523	0766-68-1153

2 発注・配送の単位

取扱店からの発注、配送については、大、中及び小のいずれも 1 箱（10 枚入り個包装の袋が 50 袋＝500 枚）を単位といたします。

【再掲】

容 量	処理手数料の額 (税込)	販売単位
		1 袋 (10 枚)
大 45ℓ 用	30 円／枚	300 円 (税込)
中 20ℓ 用	20 円／枚	200 円 (税込)
小 10ℓ 用	10 円／枚	100 円 (税込)

3 指定袋発注方法

- (1) 配送等事業者への発注は、原則として「家庭系燃やせるごみ指定袋発注書」(様式第3号)を、FAX 送信することにより行ってください。

また、発注頻度は1ヵ月当たり2回程度を目途として行ってください。

原則として返品はできないため計画的な発注に努めるようお願いします。

- (2) 配送依頼及び配送日

- ① 配送日は、原則として月曜日(前週金曜日午前中までに配送依頼があったもの)、水曜日(火曜日午前中までに配送依頼があったもの)、金曜日(木曜日午前中までに配送依頼があったもの)とします。これらの配送曜日が年末年始(12月29日から1月3日まで)又は国民の祝日の場合は、翌営業日とします。

なお、上記以外の配送依頼については、配送等事業者と協議の上決めてください。

○発注及び配送に係る基本日程

配送依頼受付日 (年末年始及び祝日等除く)	配送日 (年末年始及び祝日等除く)
火曜日 午後 ～ 木曜日 午前	金曜日
木曜日 午後 ～ 金曜日 午前	月曜日
金曜日 午後 ～ 火曜日 午前	水曜日

- ② 配送依頼受付日及び時間は、年末年始(12月29日から1月3日まで)及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとします。ただし、FAXは24時間対応とします。

- ③ 取扱店が定めた日を経過しても手数料の納付がされていない場合、新たな配送依頼があったとしても、納付確認後に当該配送を行うものとします。

§ 5 処理手数料の納入及び指定袋取扱手数料の支払い

本項目は、仕入れ代金に相当する事項となります。

1 処理手数料の納入の時期(仕入れ代金の支払い)

処理手数料は、配送等事業者から指定袋の納入を受けたときに、納入を受けた量に応じて、配送等事業者に対して納付していただくことをお願いします。

なお、組合は、配送等事業者と地方自治法第292条において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により徴収委託の契約を交わしています。このことにより、配送等事業者は、組合に代わって公金である処理手数料を徴収することになります。領収書は、配送等事業者名で発行いたします。

2 納付方法

原則、現金により配送等事業者へ納付願います。

ただし、取扱店が大規模法人等で現金による納付が困難な場合、配送等事業者が指定する金融機関への振込みにより納付することができます。この場合の振込手数料の負担は取扱店と配送等事業者のいずれかが協議のうえ負担するものとします。

3 指定袋取扱手数料の取扱い

- (1) 組合は、指定袋の取扱店に対して指定袋取扱手数料（以下「取扱手数料」という。）を支払います。この取扱手数料は、指定袋を配送等事業者から納入を受ける指定袋の区分・枚数に応じて計算されます。（下記図を参照）

区 分	指定袋取扱手数料（外税） ／ 1 箱（50 袋）
	販売価格 ×（大及び中は 5%、小は 10%） + 消費税
大 45ℓ 用	750 円（15,000 円 × 5%） + 75 円（750 円 × 10%） = 825 円
中 20ℓ 用	500 円（10,000 円 × 5%） + 50 円（500 円 × 10%） = 550 円
小 10ℓ 用	500 円（5,000 円 × 10%） + 50 円（500 円 × 10%） = 550 円

- (2) 取扱手数料の支払い方法

取扱手数料の支払いは、指定袋取扱店が指定袋の仕入れ代金（処理手数料）を配送等事業者へ納付するときに、指定袋の代金（処理手数料）から、あらかじめ「指定袋取扱手数料」を差し引かせていただくことにより、お支払します。

したがって、各取扱店から配送事業者へ納付していただく処理手数料の額は、次の表のとおりとなります。

容 量	納品時支払金額 （指定袋取扱手数料控除後）	備 考
	1 箱（50 袋）あたり	
大 45ℓ 用	14,175 円（税込）	15,000 円-825 円（取扱手数料）
中 20ℓ 用	9,450 円（税込）	10,000 円-550 円（取扱手数料）
小 10ℓ 用	4,450 円（税込）	5,000 円-550 円（取扱手数料）

【ご連絡・お問い合わせ先】

高岡市環境政策課	TEL 0766-22-2144
氷見市環境保全課	TEL 0766-74-8082
小矢部市生活環境課	TEL 0766-67-1760
高岡地区広域圏事務組合	TEL 0766-91-2100